

令和7年度

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業
保留地（宅地）販売応募要領
【一般競争入札（郵送入札）】

（予定価格を超える最高価格で入札した方に売却）

申込受付期間 令和7年12月4日（木）から

令和7年12月23日（火）まで

※申込状況についてはお答えできません

入札・開札日 令和8年1月30日（金）

長与町 都市計画課 区画整理係

TEL:095-883-1111（内線：282）

目 次

1	はじめに	1
2	物件情報	2
3	物件案内図	3
4	物件写真（その1）～（その6）	4～9
5	手続きの流れ	10
6	入札参加申込	11
7	入札	12
8	入札保証金	13
9	開札	14
10	その他	14
11	契約締結から土地の引渡しまで	15～16
12	重要事項等	17
13	物件調書	18～28
14	様式記載例	29～32
15	入札参加チェック表	33
16	問合せ先一覧	34

1 はじめに

- 長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を「一般競争入札」により売却します。
- 保留地とは、土地区画整理事業により生み出された事業費の一部とするために売却される土地のことです。
- 「一般競争入札」による売却とは、入札参加者のうち、長与町があらかじめ決定した価格（予定価格）を超えて、最高価格で入札をした方に土地を購入していただくものです。
- 令和7年度は、入札書を入札当日に指定場所へ直接持参して提出する方法ではなく、あらかじめ作成した入札書を郵送していただき、入札管理者等及び立会者において開札を行うものです。この方法は、入札者が仕事を休む必要がなく、遠方の方でも参加できるメリットがあります。
- この入札に参加するためには、事前にお申込みが必要です。
- 申込みをされる方は、本要領を読み十分御理解の上、お申込みください。
- 入札参加申込状況に関する問合せに関しては、一切回答できませんので御了承ください。

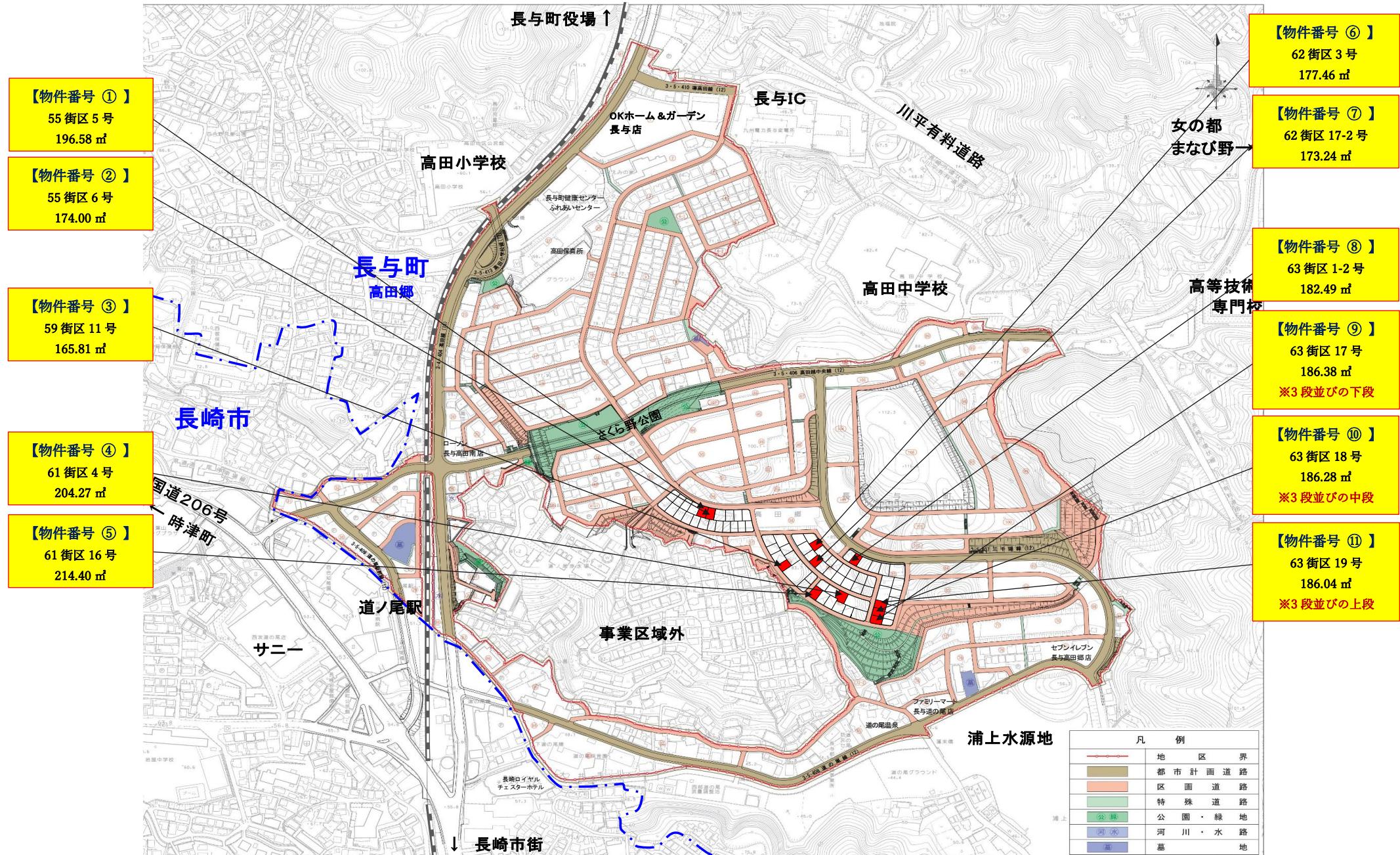
2 物件情報（詳細は「物件写真」4~9 ページ、「物件調書」18~28 ページを参照）

物件番号	街区	画地	面積 (m ²)	予定価格 (円)
①	55	5	196.58	16,277,000
②	55	6	174.00	14,408,000
③	59	11	165.81	13,199,000
④	61	4	204.27	15,995,000
⑤	61	16	214.40	17,946,000
⑥	62	3	177.46	14,251,000
⑦	62	17-2	173.24	13,444,000
⑧	63	1-2	182.49	16,625,000
⑨	63	17	186.38	15,638,000
⑩	63	18	186.28	14,977,000
⑪	63	19	186.04	14,958,000

- (1) 面積は、現時点での実測面積であり、事業収束時期に実施する確定測量により増減する場合があります。この場合において、契約単価により算出した金額をもって精算します。
- (2) 現地への案内等は行いませんので、申込みをされる方御自身にて事前に御確認ください。なお、現地を確認される場合は、周辺の方の迷惑とならないように御注意ください。
- (3) 物件は、現状有姿のまま売却します。必要な整地、除草等は買受人が行ってください。

3 物件案内図

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業計画図



4 物件写真（その 1）

【物件番号】 街区番号 面積 予定価格	航空写真（R7.3.22 撮影）	現地写真（R7.10.21 撮影）【※撮影場所： ➔ 】
【物件番号 ①】 55 街区 5 号 196.58 m^2 16,277,000 円		
【物件番号 ②】 55 街区 6 号 174.00 m^2 14,408,000 円		

4 物件写真（その 2）

【物件番号】 街区番号 面積 予定価格	航空写真（R7.3.22 撮影）	現地写真（R7.10.21 撮影）【※撮影場所： ➔ 】
【物件番号 ③】 59 街区 11 号 165.81 m^2 13,199,000 円		
【物件番号 ④】 61 街区 4 号 204.27 m^2 15,995,000 円		

4 物件写真（その 3）

【物件番号】 街区番号 面積 予定価格	航空写真（R7.3.22 撮影）	現地写真（R7.10.21 撮影）【※撮影場所：➡】
【物件番号 ⑤】 61 街区 16 号 214.40 m^2 17,946,000 円		
【物件番号 ⑥】 62 街区 3 号 177.46 m^2 14,251,000 円		

4 物件写真（その 4）

【物件番号】 街区番号 面積 予定価格	航空写真（R7.3.22 撮影）	現地写真（R7.10.21 撮影）【※撮影場所： ➔ 】
<p>【物件番号 ⑦】 62 街区 17-2 号 173.24 m² 13,444,000 円</p>		
<p>【物件番号 ⑧】 63 街区 1-2 号 182.49 m² 16,625,000 円</p>		

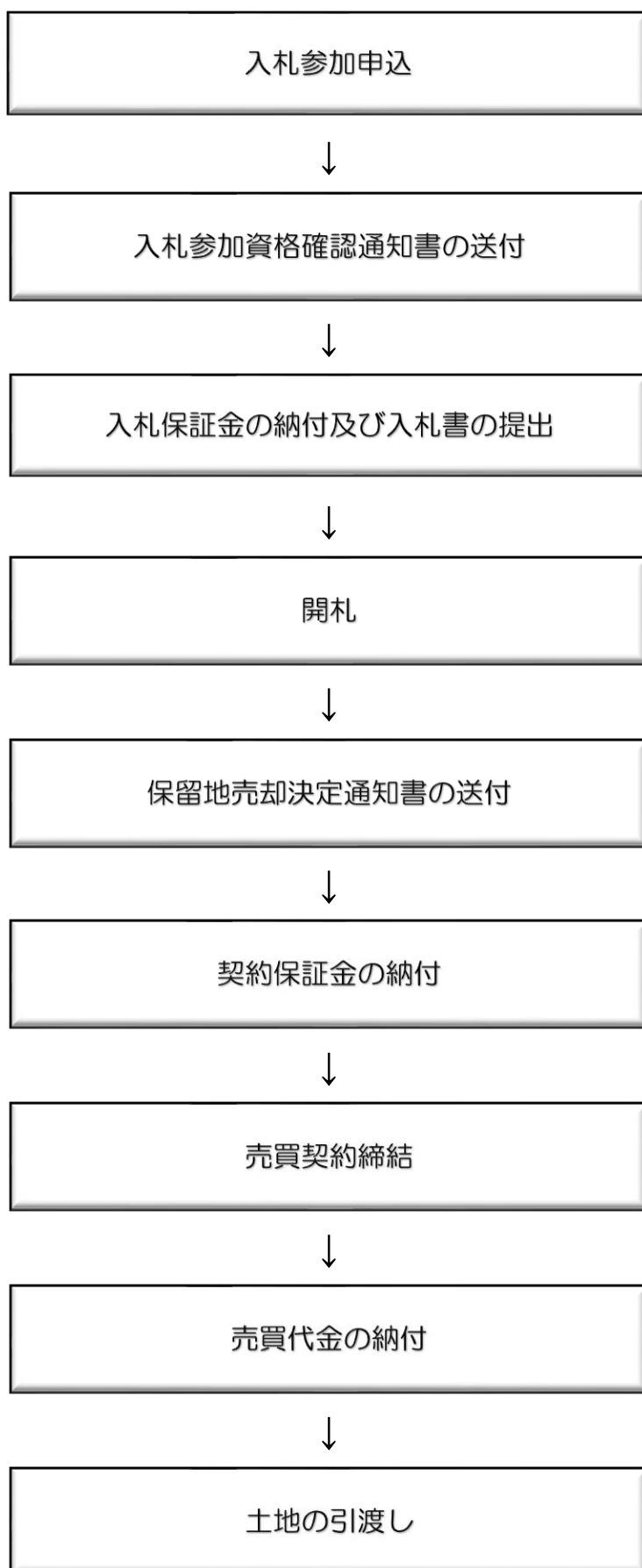
4 物件写真（その 5）

【物件番号】 街区番号 面積 予定価格	航空写真（R7.3.22 撮影）	現地写真（R7.10.21 撮影）【※撮影場所： ➔】
【物件番号 ⑨】 63 街区 17 号 186.38 m ² 15,638,000 円		
【物件番号 ⑩】 63 街区 18 号 186.28 m ² 14,977,000 円		

4 物件写真（その 6）

【物件番号】 街区番号 面積 予定価格	航空写真（R7.3.22 撮影）	現地写真（R7.10.21 撮影）【※撮影場所：➡】
【物件番号 ⑪】 63 街区 19 号 186.04 m ² 14,958,000 円		

5 手続きの流れ



6 入札参加申込

(1) 受付期間 令和7年12月4日（木）から令和7年12月23日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時45分から17時30分まで）

※期限を過ぎた場合は受付けできませんので御注意ください。

※受付期間後における申請書等の差替え又は再提出はできません。

※申請書等作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

※提出された申請書等は返却しません。

(2) 受付場所 〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地1
長与町 建設産業部 都市計画課 区画整理係（長与町役場2階）

(3) 申込可能物件数 **1世帯又は1法人につき1物件まで**

(4) 申込方法 持参又は郵送（郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限るものとし、提出期限までに担当課必着とします。）

※電話やFAXでのお申込みは受付けませんので御注意ください。

(5) 申込資格（競争入札参加者の資格）

次のいずれかに該当する場合を除き、個人、法人問わず申込みできます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）

（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）

イ 競争入札に参加しようとする者を妨げた者

ウ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

(6) 申込みに必要な書類

個人の場合	法人の場合
ア 入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）	ア 入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）
イ 住民票 (世帯全員が記載されているもの)	
ウ 身分証明書 (本籍地のある市区町村が発行する後見登記、破産宣告及び破産手続開始決定の通知を受けていない者であることを証明する書類) ※運転免許証や健康保険証等の写しではありませんので御注意ください。また、本人以外が申請する場合、同一世帯の方であっても委任状が必要となりますので御注意ください。	イ 登記事項証明書

(7) 資格審査

受付期間終了後、長与町にて資格審査を行い、入札参加資格の有無について記載した「入札参加資格確認通知書（様式第2号）」を申込者住所へ送付します。

(8) 入札参加申込状況に関する問合せ

公平性を考慮し、入札参加申込状況に関する問合せに関しては、一切回答できませんので御了承ください。

7 入札

(1) 入札の方法

郵送による入札※とし、入札者が1者であっても執行します。入札書の提出は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかにより、次に示す日を配達日とした配達日指定郵便で郵送してください。

※郵送入札は、入札書を入札当日に指定場所へ直接持参して提出する方法ではなく、あらかじめ作成した入札書を郵送していただき、入札管理者等及び立会者において開札を行うものです。この方法は、入札者が仕事を休む必要がなく、遠方の方でも参加できるメリットがあります。

ア 配達指定日 令和8年1月29日(木)

イ 配達先 〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1
長与町 建設産業部 都市計画課 区画整理係 行

※注意 配達日指定郵便は原則として、差出日の3日後から起算して10日以内です。配達指定日に確実に到着するよう十分御確認の上、郵送してください。

(2) 入札書の作成及び郵送（入札書作成方法等はP30、P31を参照してください。）

- ア 入札書の日付は、入札書作成日を記載してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、入札者は、見積もった契約希望金額を記載してください。
- ※㎡、坪単価ではありませんので御注意ください。
- ウ 入札書の記載事項（入札金額を除く。）について訂正したときは、訂正印（入札者の印と同じ印鑑）を押してください。なお、入札金額を訂正している場合は無効となりますので、入札金額を誤った場合は新様式に書き直してください。
- エ 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- オ 郵送は、二重封筒により郵送するものとしてください。

(3) 入札の中止又は延期

災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めたときは、当該入札を中止し又は延期する場合があります。この場合において、入札者が損失を受けても町は補償の責めを負いません。

(4) 入札無効に関する事項

- 次のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とします。
- ア 入札者又はその代理人でない者が入札したとき。
 - イ 入札者が法令の規定又は町長の定めた入札条件に違反したとき。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札者が他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - オ 入札者が談合して入札したとき。
 - カ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - キ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
 - ク 入札書に記名押印（押印を省略できる場合を除く。）がないとき、その他必要な記載事項を確認できないとき。

8 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札者は、長与町が発行する納入通知書により、入札書の郵送日までに、予定価格の 100 分の 5 以上の金額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り上げた額）の入札保証金を納付していただきます。なお、当該納入通知書は、入札参加資格確認通知書（様式第 2 号）と併せて送付します。

(2) 入札保証金の帰属

入札保証金は、次のいずれかに該当する場合は、長与町に帰属することとなり、お返しませんので御留意ください。

ア 入札が無効とされたとき。

イ 落札者の決定又は契約者とした旨の決定が取り消されたとき。

(3) 入札保証金の還付及び充当

入札保証金は、町に帰属する場合を除き、落札者が決定した後還付するものとし、入札者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町会計課に提出をお願いします。請求書を受理した後、30 日以内に返還します。

区分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落札者以外	開札終了後
落札者	契約保証金納入後

(4) 入札保証金納付後の写しの提出について（重要）

入札保証金の納付後、その領収書の写しを入札書と併せて提出していただく必要があります。領収書の写しの提出がない場合は、入札に参加することができませんので御注意ください。

9 開札

(1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 令和8年1月30日（金） 10時

イ 開札場所 長与町役場 2階 第2会議室

(2) 開札の立会い等

ア 開札の立会いは、応札者であれば立ち会うことができます。なお、立ち会いは、1世帯又は1法人につき1名までとします。

イ 立会いを希望する方は、開札日前日までに長与町 建設産業部 都市計画課まで連絡してください。事前連絡がない場合は立ち会いできません。

ウ 立会者が2名未満の場合は、当該入札事務に係る職員を立ち会わせ、最低立会者を2名とします。

(3) 落札者の決定

ア 入札者のうち、予定価格を超え、最高価格で入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき価格の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじは立会者に引かせるものとします。

ウ 落札者を決定したときは、速やかに入札結果を長与町ホームページに掲載しますので、御確認ください。落札者に対しては、保留地売却決定通知書（様式第7号）を送付します。

なお、落札者以外の方には落札結果の通知及び御連絡等はいたしませんので入札結果を必ず御確認ください。

エ 落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、長与町は、落札者の決定を取り消すものとします。この場合において、当該落札者が納付した入札保証金は、長与町に帰属するものとします。

10 その他

(1) 本件一般競争入札に係る申請書等の様式は、長与町役場 2階 建設産業部都市計画課において取得するか、長与町ホームページからダウンロードに行ってください。

(2) 入札参加申込状況に関する問合せに関しては、一切回答できませんので御了承ください。

(3) 本要領及び公告文書を熟読し、十分理解した上でお申込みください。

(4) その他記載されていない事項については、地方自治法、土地区画整理法等関係法令及び長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則等の関係例規の定めによる。

11 契約締結から土地の引渡しまで

(1) 保留地売却決定通知書の送付

落札者へは後日、「保留地売却決定通知書（様式第7号）」を送付します。

(2) 契約保証金の納付

契約締結日までに契約保証金として、契約代金の100分の10以上の金額（1,000円未満の端数が生じた場合は切り上げた金額）を納付していただきます。契約保証金に係る「納入済通知書」を送付しますので、契約締結日までに納付してください。

なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部へ充当することができます。

(3) 契約の締結

保留地売却決定通知を受けた日から10日以内（土、日、祝日を含む。）に契約締結を行っていただきます。「保留地売買契約書（様式第8号）」を2部送付しますので、必要箇所に実印を押印の上、提出してください。（郵送可）

また、契約書の1部には、「保留地売却決定通知書（様式第7号）」に記載している金額の収入印紙を貼付してください。収入印紙は買受人の御負担となります。

(4) 契約締結に必要な書類等

契約締結に必要な書類は下表のとおりです。（持参又は郵送）

ア	保留地売買契約書（実印押印）	2部
イ	契約保証金納付後の領収書の写し	1部
ウ	印鑑登録証明書	1部
エ	収入印紙	1部のみ貼付

(5) 契約代金の納付

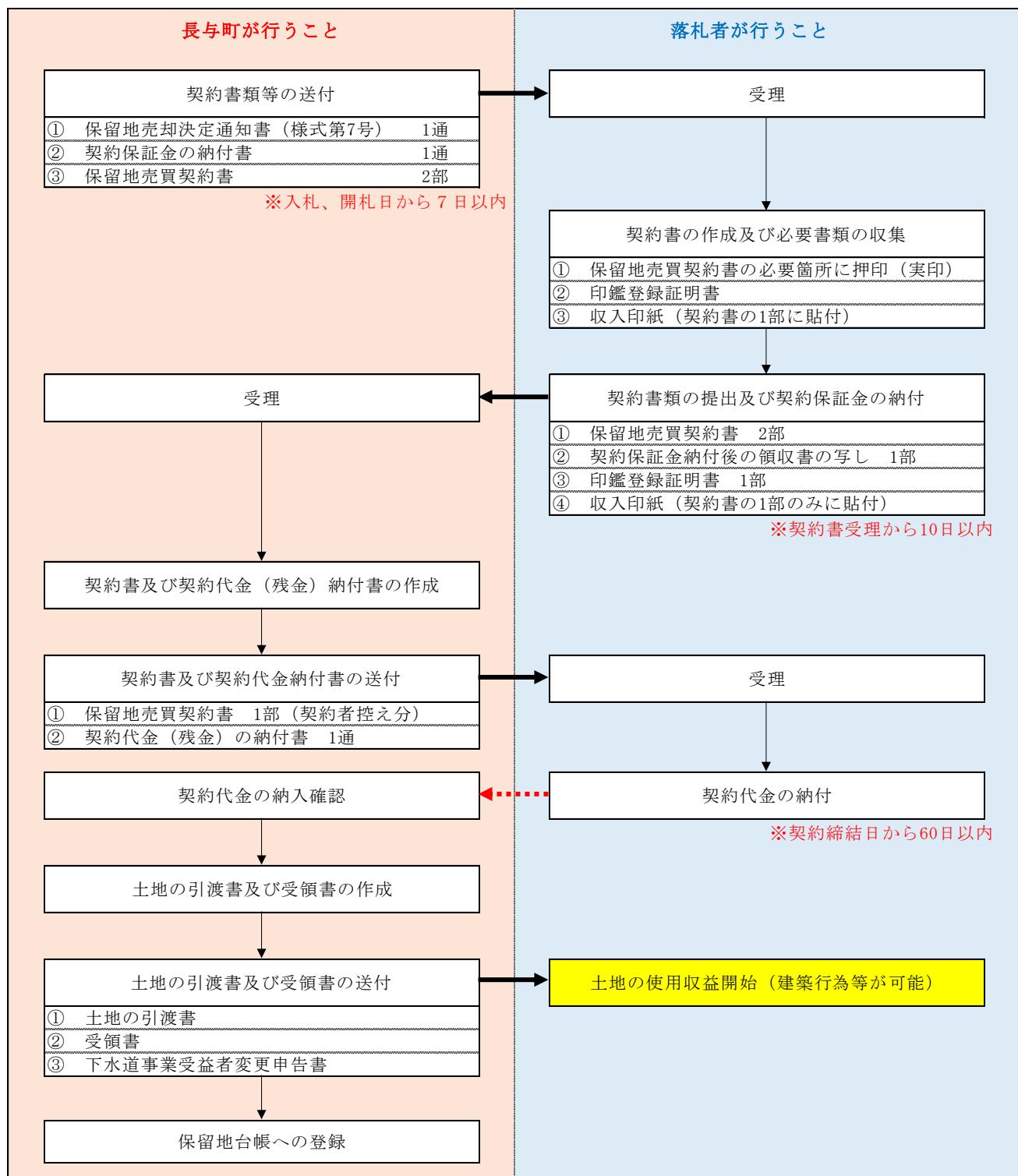
契約締結日から60日以内（土、日、祝日を含む）に一括で納付してください。分割納付はできません。期限内に納付ができない場合は、契約を解除することができます。この場合において「契約保証金」はお返ししませんので御注意ください。

なお、契約締結前に納付していただいた契約保証金は、契約代金の一部に充当することができます。

(6) 土地の引渡し

契約代金の納付が確認できましたら「土地の引渡書」を送付させていただきます。本書に記載された日付をもって土地の使用収益が開始されます。なお、土地の引渡後は、適正な管理（除草等）をお願いします。

(7) 契約締結から土地の引渡しまでの流れ



12 重要事項等

(1) 土地に関する税金、負担金等について

ア 不動産取得税（県税）

不動産を取得した方が納めるものです。詳細は長崎振興局税務部へお問合せください。

《問合せ先》長崎県 長崎振興局 税務部

[TEL:095-822-3104](#)

イ 固定資産税（町税）

土地の引渡しの翌年から課税されます。詳細は長与町税務課へお問合せください。

《問合せ先》長与町 税務課 固定資産税係

[TEL:095-801-5786](#)

(2) 所有权移転登記について

保留地は、通常の土地とは違い、制度上登記が存在せず、施行期間中は長与町が整備する「保留地台帳」において権利の管理や証明を行います。保留地の所有權移転登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、長与町が行いますが、登記に必要な費用（登録免許税等）は使用者（換地処分時点で現に使用している方）の負担となります。

(3) 金融機関からの融資について

保留地は、通常の土地とは違い、制度上登記が存在せず、原則保留地を担保に融資を受けることができません。ただし、金融機関によっては保留地に対して融資を実行する場合があります。落札後、契約代金の納付ができない等により契約の履行がなされず、契約解除とされた場合は、「契約保証金」はお返ししません。金融機関からの借入を前提に当該入札へのお申込みをされる方は、事前に金融機関とよく御相談の上、十分に検討された上でお申込みください。

(4) 保留地の住所について

長与町は、土地の地番（底地番）を用いて住所としています。土地区画整理事業区域内の住所は、事業収束時に実施される「換地処分」の際に整理されるため、事業期間中は隣地の方と住所が重複することがあります。

(5) 住所等の変更について

保留地の引渡し後から所有權移転登記が完了するまでの間において、次のいずれかに該当することとなったときは、「住所等変更届（様式第9号）」及び必要書類を長与町へ届け出る必要があります。

ア 氏名又は住所（法人にあっては名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

イ 死亡（法人にあっては、解散、合併又は分割）したとき。

ウ 保留地を譲渡したとき。

13 物件調書

物 件 番 号	①	
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 55 街区 5 号	
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	16,277,000 円	
土地	面 積	196.58 m ²
	地 目	宅地
接面道路状況	北側 町道高田南 1 号線 (幅員 8m)	
法令等に基づく規制	都市計画区域	市街化区域
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 地 域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
	景 觀 法	長崎県条例による景観計画区域
	その他の制限	土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施設供給処理状況	上 水 道	引込み 有
	下 水 道	引込み 有
	電 気	引込み 可
	ガ ス	引込み 有 集中プロパン
機 交 関 通	鉄 道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km
	バ ス	長崎バス「高田越バス停」約 950m
公共施設	小 学 校	高田小学校 約 1.3 km
	中 学 校	高田中学校 約 600m
	そ の 他	サニーロードの尾店まで 約 1.2 km
そ 特 の 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</p>	

物 件 番 号	(2)
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 55 街区 6 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	14,408,000 円
土地	面 積 174.00 m ² 地 目 宅地
接面道路状況	北側 町道高田南 1 号線 (幅員 8m)
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種中高層住居専用地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 地 域 指定なし (建築基準法第 22 条区域) 景 觀 法 長崎県条例による景観計画区域 その他の制限 土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道 引込み 有 下 水 道 引込み 有 電 気 引込み 可 ガ ス 引込み 有 集中プロパン
機 交 通 関 通	鉄 道 J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km バ ス 長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校 高田小学校 約 1.3 km 中 学 校 高田中学校 約 600m そ の 他 サニ一道の尾店まで 約 1.2 km
そ 特 の 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p style="color: red;"><u>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</u></p>

物 件 番 号	(3)
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 59 街区 11 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	13,199,000 円
土地	面 積 165.81 m ² 地 目 宅地
接面道路状況	南側 町道高田南 20 号線 (幅員 6m)
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 地 域 指定なし (建築基準法第 22 条区域) 景 觀 法 長崎県条例による景観計画区域 その他の制限 土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道 引込み 有 下 水 道 引込み 有 電 気 引込み 可 ガ ス 引込み 有 集中プロパン
機 交 通 関 通	鉄 道 J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km バ ス 長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校 高田小学校 約 1.3 km 中 学 校 高田中学校 約 600m そ の 他 サニ一道の尾店まで 約 1.2 km
そ 特 の 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</p>

物 件 番 号		(4)
所 在 地		高田南土地区画整理事業区域内保留地 61 街区 4 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)		15,995,000 円
土 地	面 積	204.27 m ²
	地 目	宅地
接面道路状況		北側 町道高田南 24 号線 (幅員 6m)
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都 市 計 画 区 域	市街化区域
	用 途 地 域	第一種住居地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 地 域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
	景 觀 法	長崎県条例による景観計画区域
	そ の 他 の 制 限	土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道	引込み 有
	下 水 道	引込み 有
	電 気	引込み 可
	ガ ス	引込み 有 集中プロパン
機 交 通	鐵 道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km
	バ ス	長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校	高田小学校 約 1.3 km
	中 学 校	高田中学校 約 600m
	そ の 他	サニ一道の尾店まで 約 1.2 km
そ 特 の 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 ・敷地内に電柱の支線が設置されています。当該支線に関しては、土地契約後、契約者と電力会社等との間で設置使用に係る契約が必要となります。 <p style="color: red; margin-top: 20px;">※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</p>	

物 件 番 号	(5)	
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 61 街区 16 号	
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	17,946,000 円	
土地	面 積	214.40 m ²
	地 目	宅地
接面道路状況	西側 町道高田南 25 号線 (幅員 6m)	
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域
	用 途 地 域	第 一 種 住 居 地 域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 地 域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
	景 觀 法	長崎県条例による景観計画区域
	そ の 他 の 制 限	土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道	引込み 有
	下 水 道	引込み 有
	電 気	引込み 可
	ガ ス	引込み 有 集中プロパン
機 交 通 関 通	鐵 道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km
	バ ス	長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校	高田小学校 約 1.3 km
	中 学 校	高田中学校 約 600m
	そ の 他	サニーボードの尾店まで 約 1.2 km
そ 特 記 の 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</u></p>	

物 件 番 号	(6)	
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 62 街区 3 号	
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	14,251,000 円	
土地	面 積	177.46 m ²
	地 目	宅地
接面道路状況	北側 町道高田南 22 号線 (幅員 6m)	
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域
	用 途 地 域	第 一 種 住 居 地 域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 地 域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
	景 觀 法	長崎県条例による景観計画区域
	そ の 他 の 制 限	土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道	引込み 有
	下 水 道	引込み 有
	電 気	引込み 可
	ガ ス	引込み 有 集中プロパン
機 交 通	鐵 道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km
	バ ス	長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校	高田小学校 約 1.3 km
	中 学 校	高田中学校 約 600m
	そ の 他	サニーボードの尾店まで 約 1.2 km
そ 特 記 の 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</u></p>	

物 件 番 号	(7)
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 62 街区 17-2 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	13,444,000 円
土地	面 積 173.24 m ² 地 目 宅地
接面道路状況	南側 町道高田南 24 号線 (幅員 6m)
法令等に基づく規制	都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 地 域 指定なし (建築基準法第 22 条区域) 景 観 法 長崎県条例による景観計画区域 その他の制限 土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施設供給処理状況	上 水 道 引込み 有 下 水 道 引込み 有 電 気 引込み 可 ガ ス 引込み 有 集中プロパン
機関交通	鉄 道 JR長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km バ ス 長崎バス「高田越バス停」約 950m
公共施設	小 学 校 高田小学校 約 1.3 km 中 学 校 高田中学校 約 600m そ の 他 サニーロードの尾店まで 約 1.2 km
そ 特 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</u></p>

物 件 番 号	(8)
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 63 街区 1-2 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	16,625,000 円
土地	面 積 182.49 m ² 地 目 宅地
接面道路状況	北側 町道三千隠線（幅員 12m）
法令等に基づく規制	都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 地 域 指定なし（建築基準法第 22 条区域） 景 觀 法 長崎県条例による景観計画区域 その他の制限 土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施設供給処理状況	上 水 道 引込み 有 下 水 道 引込み 有 電 気 引込み 可 ガ ス 引込み 有 集中プロパン
機関交通	鉄 道 JR長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km バ ス 長崎バス「高田越バス停」約 950m
公共施設	小 学 校 高田小学校 約 1.3 km 中 学 校 高田中学校 約 600m そ の 他 サニ一道の尾店まで 約 1.2 km
そ 特 の 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</p>

物 件 番 号	(9)
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 63 街区 17 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	15,638,000 円
土地	面 積 186.38 m ² 地 目 宅地
接面道路状況	西側 町道高田南 22 号線 (幅員 6m)
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 地 域 指定なし (建築基準法第 22 条区域) 景 觀 法 長崎県条例による景観計画区域 その他の制限 土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道 引込み 有 下 水 道 引込み 有 電 気 引込み 可 ガ ス 引込み 有 集中プロパン
機 交 通 関 通	鉄 道 J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km バ ス 長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校 高田小学校 約 1.3 km 中 学 校 高田中学校 約 600m そ の 他 サニ一道の尾店まで 約 1.2 km
そ 特 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</p>

物 件 番 号	(10)
所 在 地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 63 街区 18 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)	14,977,000 円
土地	面 積 186.28 m ² 地 目 宅地
接面道路状況	西側 町道高田南 22 号線 (幅員 6m)
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 地 域 指定なし (建築基準法第 22 条区域) 景 觀 法 長崎県条例による景観計画区域 その他の制限 土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道 引込み 有 下 水 道 引込み 有 電 気 引込み 可 ガ ス 引込み 有 集中プロパン
機 交 通 関 通	鉄 道 J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km バ ス 長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校 高田小学校 約 1.3 km 中 学 校 高田中学校 約 600m そ の 他 サニ一道の尾店まで 約 1.2 km
そ 特 記 事 他 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</p>

物 件 番 号		(11)
所 在 地		高田南土地区画整理事業区域内保留地 63 街区 19 号
予 定 價 格 (最 低 処 分 價 格)		14,958,000 円
土 地	面 積	186.04 m ²
	地 目	宅地
接面道路状況		西側 町道高田南 22 号線 (幅員 6m)
法 令 等 に 基 づ く 規 制	都 市 計 画 区 域	市街化区域
	用 途 地 域	第一種住居地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 地 域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
	景 觀 法	長崎県条例による景観計画区域
	そ の 他 の 制 限	土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく許可が必要
施 設 供 給 状 況 处 理	上 水 道	引込み 有
	下 水 道	引込み 有
	電 気	引込み 可
	ガ ス	引込み 有 集中プロパン
機 交 通	鐵 道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」約 1.1 km
	バ ス	長崎バス「高田越バス停」約 950m
公 共 施 設	小 学 校	高田小学校 約 1.3 km
	中 学 校	高田中学校 約 600m
	そ の 他	サニーボードの尾店まで 約 1.2 km
そ 特 記 の 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件（保留地）は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 <p style="color: red; margin-top: 10px;"><u>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。</u></p>	

14 様式記載例

様式第1号（第6条関係）

入札参加申込書兼誓約書（記載例）

令和7年12月10日

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行者長与町
代表者 長与町長 様

申込者	住 所 ふりがな 氏 名 電話番号	西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1 ながよちょう 株式会社 長与町 代表取締役 長与 太郎 印 095-883-1111
<ul style="list-style-type: none">・住所、商号又は名称を記入する・法人の場合は代表者氏名を記入し、代表者印を押印する・共有の場合は、共有者全員の氏名を記入し、押印する		

保留地の一般競争入札に参加したいので、長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、私は、長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第3条の規定に該当しないことを誓約します。

街区番号及び 保留地番号	55街区 5号
地積	196.58平方メートル
添付書類	<p>1 個人の場合 (1) 身分証明書 (本籍地のある市区町村が発行する後見登記、破産宣告及び破産手続開始決定の通知を受けていない者であることを証明する書類) (2) 住民票(世帯全員が記載されているもの)</p> <p>2 法人の場合 登記事項証明書</p> <p>3 その他町長が必要と認める書類</p>

（法人（団体）が押印を省略する場合は、以下を記載してください。）

本件責任者 所属・氏名 _____

連絡先 _____

本件担当者 所属・氏名 _____

連絡先 _____

様式第3号（第13条関係）

入札書（記載例）

入札書作成日記入する

令和8年1月20日

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行者長与町
代表者 長与町長

入札者 住 所 西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

ふりがな ながよちょう

氏 名 株式会社 長与町

ながよちょう

代表取締役 長与 太郎 印

・共有の場合は、共有者全員の氏名を記入し、押印する

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第13条第1項の規定により、次とおり入札します。

入札金額

●●, ●●●, ●●● (※アラビア数字で記入)

円

※予定価格を超え（予定価格と同額は失格）、最高価格で入札した方が落札者となります。
※見積もった契約希望金額の総額を記入してください。（m²、坪単価ではありません。）

街区番号及び 保留地番号	55街区 5号
地積	196.58 平方メートル

注 次に掲げる場合は、入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は町長の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が談合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印(押印を省略できる場合を除く。)がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

（法人（団体）が押印を省略する場合は、以下を記載してください。）

本件責任者 所属・氏名 _____

連絡先 _____

本件担当者 所属・氏名 _____

連絡先 _____

入札書用封筒の記載方法について

(1) 中封筒（入札書用封筒）

表	件名	長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地の購入
	物件番号	1
	街区・号	55街区5号
入札書		
商号又は名称		



- ア 中封筒には入札書以外は入れないでください。
イ 標準規格長3を使用してください。

(2) 外封筒

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659-1 長与町建設産業部都市計画課区画整理係 行	件名 入札書在中 ※朱書き	配達指定日 1/29 (※シール貼付又は朱書き)	入札者の商号又は名称 所在地 担当者氏名 電話番号
---	------------------	--------------------------------	------------------------------------

- ア 「件名」及び「入札書在中」を朱書きしてください。
イ 指定のシールに配達指定日を記入して貼付するか、郵便物の表面に「配達指定日 1月 29 日」と明瞭に朱書きしてください。
ウ 標準規格角2を使用してください。
エ 外封筒には次の書類を封かんしてください。不足する書類がある場合は入札無効となりますので十分御確認ください。

(ア)	中封筒（入札書用封筒）及び入札書
(イ)	入札参加資格確認通知書（様式第2号）の写し
(ウ)	入札保証金領収証書の写し

※その他、郵送手続きについては、管轄する郵便局へお問合せをされるなど十分御確認の上、郵送してください。

入札保証金還付請求書（記載例）

請求日を記入する		請求兼領収書				
長与町長様		住所		西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1		
下記のとおり請求申し上げます。		令和8年2月2日				
合計		¥814,000		氏名		長与 太郎
月 日	摘要	数量	単価	金額		附記
	入札保証金(55街区5)	1		814	000	
振込先口座は、入札参加申込者本人の口座を御記入ください。 御家族等であっても申込者と異なる口座への還付ができませんので御注意ください。						
振込先 銀行名	長与	銀行 金庫・組合	長与	支店	口座 番号	普 当貯
					1234567	カタカナ 名義
						ナガヨ 長与 太郎
領 收 書	収入 印紙	長与町会計管理者様 上記金額領収致しました 令和 年 月 日				
		住 所 氏 名				
印						

押印省略をする際に必ず御記入ください。

- ・発行責任者とは、代表取締役、支店長、営業所長等の社内において権限の委任を受けたものです。
 - ・担当者は、本件に関する事務担当者です。
 - ・発行責任者と担当者は同一人物でも可能です。
 - ・請求者が個人の場合は請求者の氏名と連絡先を記載してください。
 - ・記載された連絡先へ、必要に応じて連絡をする場合があります。

15 入札参加チェック表

項目			チェック欄
物件	物件番号		<input type="checkbox"/>
	街区	街区	<input type="checkbox"/>
	画地	号	<input type="checkbox"/>
入札 参加 申込	(1) 個人	ア 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
		イ 住民票(世帯全員が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
		ウ 身分証明書	<input type="checkbox"/>
	(2) 法人	ア 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
		イ 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
入札保証金の納付 ※ 入札、開札日前日まで			<input type="checkbox"/>
入札 ・ 開札	郵送書類	ア 入札書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>
		イ 入札参加資格確認通知書(様式第2号)の写し	<input type="checkbox"/>
		ウ 入札保証金領収証書の写し	<input type="checkbox"/>

※適宜御利用ください。

16 問合せ先一覧

内容	問合せ先
保留地全般について	〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 長与町 都市計画課 区画整理係 TEL 095-801-5839 FAX 095-883-3337 Mail toshikei@nagayo.jp
固定資産税について	長与町 税務課 固定資産税係 TEL 095-801-5786
土地区画整理法第 76 条第 1 項の許可について	〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷 294 番地 1 長崎県 長崎振興局 長与都市開発事業所 TEL 095-856-2925
不動産取得税について	〒850-0033 長崎県長崎市万才町 3-17 長崎県 長崎振興局 税務部 TEL 095-822-3104